

平成20年 第3回 定例会

田原本町議会会議録

平成20年9月8日

午前9時58分 開会

於田原本町議会議場

1, 出席議員 (14名)

1番 古立憲昭君	2番 西川六男君
3番 竹邑利文君	4番 辻一夫君
5番 吉田容工君	6番 植田昌孝君
7番 松本美也子君	8番 小走善秀君
9番 吉川博一君	10番 松本宗弘君
11番 上田幸弘君	12番 安達周玄君
13番 竹村和勇君	14番 欠員
15番 欠員	16番 鶴藤幾長君

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 松井敦博君 議事係長 谷口定幸君

1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長 寺田典弘君	副町長 森口淳君
総務部長 中島昭司君	総務部参事 石本孝男君
住民福祉部長 松田明君	生活環境部長 小西敏夫君
産業建設部長 森島庸光君	水道部長 渡邊和博君

総務課長	吉川 建君	監査委員	檜 宏君
教育委員長	大西 宏興君	教育長	濱川 利郎君
教育次長	松原 伸兆君	会計管理者	福西 博一君
選挙管理委員会 事務局長	安部 和夫君	農業委員会 農事局長	鍬田 芳嗣君

1, 議事日程

I 報 告 例月出納検査結果報告

I 提出案件

報第 9 号 平成 19 年度田原本町健全化判断比率の報告

報第 10 号 平成 19 年度田原本町資金不足比率の報告

議第 36 号 田原本町議会議員の議員報酬等に関する条例

議第 37 号 田原本町ふるさと応援寄附条例

議第 38 号 田原本町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

議第 39 号 田原本町人権施策協議会条例及び田原本町都市計画審議会条例の一部を
改正する条例

議第 40 号 平成 20 年度田原本町一般会計補正予算（第 1 号）

議第 41 号 平成 20 年度田原本町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

議第 42 号 平成 20 年度田原本町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

議第 43 号 平成 20 年度田原本町老人保健特別会計補正予算（第 2 号）

議第 44 号 平成 20 年度田原本町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

議第 45 号 財産の取得について

認第 1 号 平成 19 年度田原本町各会計歳入歳出決算の認定について

発議第 5 号 太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書

発議第 6 号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

午前9時58分 開会

○議長（松本宗弘君） ただいまの出席議員数は14名で定足数に達しております。
よって議会は成立いたしました。

これより平成20年田原本町議会第3回定例会を開会し、直ちに会議を開きます。

町 長 開 会 挨 拶

○議長（松本宗弘君） 町長より定例会招集についてのあいさつを受けることにいたします。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） おはようございます。

議長のお許しをいただきまして、平成20年田原本町議会第3回定例会の開会に際しまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、常日ごろから町勢発展に多大なご支援、ご協力を賜っておりますことに厚く御礼を申し上げます。また、本日は公私何かとご多用の中ご出席をいただき、今期定例会を開会でき得ましたことに重ねて厚く御礼を申し上げる次第でございます。

さて、国におきましては本格的な少子高齢化時代を迎え、年金・医療・介護といった社会保障制度のあり方の根本的な見直しに取り組むためにも、資源価格高騰を始めとする物価高への対応を始め、国民生活の不安に対して、しっかりと対応していくとされているところでございます。それぞれの市町村には、地域に応じたきめ細かい取り組みが必要となっています。本町におきましても、行政の効率化を進めながら、第3次総合計画の実現に向けまして、一つ一つの事業・施策について着実に歩みを進めてまいりたいと考えております。議員各位のご理解とご尽力をよろしくお願いを申し上げます。

そのような中、今期定例会におきましては13議案の重要案件につきましてご審議を賜るわけでございますが、何とぞよろしくお願いを申し上げまして、開会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

会 期 の 決 定

○議長（松本宗弘君） 会期の件についてお諮りをいたします。本定例会の会期は本日から１７日までの１０日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって会期は１７日までの１０日間と決定いたしました。

会議録署名議員の選出

○議長（松本宗弘君） お諮りいたします。会議録署名議員の選出については、会議規則第１１９条の規定により、議長より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって議長より指名いたします。

７番、松本美也子議員、８番、小走議員、９番、吉川議員、以上の３名の方をお願いいたします。

報 告（例月出納検査結果報告）

○議長（松本宗弘君） 報告事項を求めます。

現金出納検査の結果について、代表監査委員。

（監査委員 檜 宏君 登壇）

○監査委員（檜 宏君） おはようございます。

議長のご指名によりまして、去る６月２５日、７月２５日並びに８月２５日に実施いたしました現金出納検査の結果をご報告いたします。

一般会計及び各特別会計に属する５月３１日、６月３０日並びに７月３１日現在の出納状況について検査いたしましたところ、検査現在日での現金残高は、町指定金融機関保有の現金残高及び各金融機関の預金残高の合計と歳入歳出簿現金残高と符合し、関係法令を遵守の上、的確に処理されていたことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 日程説明の間、暫時休憩いたします。

午前 10 時 03 分 休憩

午前 10 時 04 分 再開

○議長（松本宗弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に入ります。

発議第 5 号 太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める
意見書

発議第 6 号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書

○議長（松本宗弘君） 発議第 5 号、太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書及び発議第 6 号、後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の 2 議案を議題といたします。

お諮りいたします。発議第 5 号、太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書及び発議第 6 号、後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の 2 議案については、会議規則第 37 条の規定により、この際一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって発議第 5 号及び発議第 6 号の 2 議案については一括議題といたします。

お諮りいたします。本議案につきましては、すでに招集通知とともに配付いたしておりますので、この際議案の朗読を省略いたしまして、おのこの提出者より趣旨説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって朗読を省略いたします。

それでは順次提出者より趣旨説明を求めます。発議第 5 号について、1 番、古立議員。

（1 番 古立憲昭君 登壇）

○1 番（古立憲昭君） おはようございます。

議長のお許しをいただきまして、本議会に提出いたしました太陽光発電システム

のさらなる普及促進を求める意見書の趣旨説明をさせていただきます。

ご存じのように、本年7月に開催された洞爺湖サミットでは、これは地球温暖化防止問題が主要テーマとされて議論されました。この地球温暖化の主な原因は温室効果ガスであると言われております。この温室効果ガスは二酸化炭素などが原因となっており、その要因は石炭や石油、天然ガスなど、化石燃料の燃焼が挙げられております。

ご存じのように、この温室効果ガスは地球の周りにこもり、そして今まで地球の温度が宇宙に発散させていたのが、この温室効果ガスがカバーすることによって、地球の温度が外へ逃げなくなり、内へこもり、そうした要因によって、今大変問題になっております異常気象や、大雨や、そういったものが発生しているわけでございます。

そしてその要因としては、先ほど述べましたように石炭や石油、天然ガスの化石燃料の燃焼が挙げられており、その根本的な解決のためには化石燃料によらない新エネルギーを確保することが求められております。

この新エネルギーの確保に関しては、世界各地で風力発電、太陽光発電、さらにバイオマスと、いろいろなその地域での特徴に合わせた発電がされております。その新エネルギーの中でも太陽光発電に関しては、天然資源に乏しい我が国において広く普及可能なエネルギーとして大変注目を浴びており、2006年まではドイツ、米国などを抜いて世界をリードしてきておりました。そしてその要因としては、やはり日本の技術、パネルをつくる技術もございましたし、そして本町におきましても、透過型パネルという立派な技術開発をされている企業もございます。

しかしながら、この大量普及時代に突入する時期を同じくして、太陽電池モジュール、つまりパネルの逼迫や、さらに国の住宅用導入支援制度が2007年に終了いたしました。この影響から国内導入量が一転して前年比マイナスの状況に陥ったわけでございます。技術革新や量産効果などにより、一時は価格が低下しておりましたが、こういった要因によって設置単価が上昇に転じる結果となり、先ほど述べましたようにマイナスに陥り、各家庭においては設置が鈍化しているのが現状でございます。

こうした事態の打開に向けて、政府は経済財政改革の中の「基本方針2008」

や地球温暖化対策の方針において、太陽光発電については世界一の座を再び目指すと目標を示したところでございます。

環境立国を掲げる我が国が太陽光発電世界一の座を奪還するためにも、エネルギー導入量増加に向け、政府・各省が連携を緊密にとりつつ、各分野において支援策を打ち出す必要があると考えるものでございます。

また、この太陽光発電、現在諸物価に悩んでいる国民の皆さんにこの太陽発電を設置することによって、家庭の経済的効果もかなり期待できるのは、もうご存じのことと思います。よって、田原本町議会としては、政府に対して太陽光発電システムのさらなる普及促進に向け、以下の5項目の実現を強く要望するものであります。

1つ、国による住宅用太陽光発電導入促進対策費補助金補助事業制度の再導入並びに同事業予算の拡充。

1つ、分譲集合住宅の購入者を対象とする太陽光発電システム取得控除制度の導入や賃貸住宅オーナーの固定資産税の減税措置など集合住宅用の太陽光発電システム導入支援策の推進。

1つ、国主導による大規模太陽光発電システムの本格的導入並びにそのための制度整備。

1つ、導入コスト低減に関わる技術開発促進策の推進。

1つ、太陽光発電システムの普及促進のための情報発信・啓発活動の推進。

以上の5項目でございます。

以上が本意見書の趣旨でございます。各議員におかれましてはご理解いただきまして、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

これにて趣旨説明を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（松本宗弘君）　続きまして、発議第6号について、5番、吉田議員。

（5番　吉田容工君　登壇）

○5番（吉田容工君）　おはようございます。

それでは発議第6号、後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の趣旨説明を述べさせていただきます。

（「長寿医療制度のお知らせ」を壇上より示す）

ここに持ってきましたのが新聞に折り込みされた「長寿医療制度のお知らせ」と

いうチラシであります。まあ立派なチラシをまいっていただいたんですけども、このクエスチョン3というところに、「受けられる医療は制限されませんか」という項目があります。その回答は「受けられる医療は変わりません。むしろ病気になりやすい高齢者の特性に合わせた医療が受けられるようになります。」と書いてありました。

本当でしょうか。例えば、脳梗塞で倒れた後のリハビリの例を挙げますと、74歳の方は最長6カ月受けることができます。ところが75歳の方は最長3カ月しか受けられることができません。なぜかと言いますと、4カ月目になると、病院が受け取る診療報酬額が3分の2に減額されてしまうからであります。

75歳以上の方が3カ月以上リハビリをしても改善しないのかといたら、そうではありません。田原本町の多地内にあるリハビリテーションセンターでは、理学療法、作業療法、言語療法、これをほぼ毎日各40分ずつ受けることができます。その中で入院された方が本当に元気がなかっても、少しずつ機能が改善する中で、顔の表情もよくなっていきますし、1カ月より2カ月、2カ月より3カ月と、飛躍的に改善されていけます。

これを介護保険で代用しようとするとうなるのか。介護保険ではデイケアという制度があります。しかし、1週間に3回ぐらいしか利用できませんし、1日20分が限度であります。しかも理学療法しかありません。リハビリテーションセンターとは比べものにならない状況であります。

そもそも医療とは、病状に応じて対応するものであって、年齢によって区別するものではありません。70歳で寿命を全うされる方もあれば、90歳で病院にもかかっておられない方もおられます。後期高齢者医療制度が年配の方々の怒りを買っている最大の原因はそこにあるのではないのでしょうか。これまで一生懸命働いてこられて、税金もちゃんと納めてこられて、保険料も納めてこられて、年のせいで体に不調が出て病院にかからざるを得なくなってから、一人前の医療は受けさせませんよという、こういう制度はやはり冷たい仕打ちではないのでしょうか。

まず年齢で差をつける医療から、病状に応じて受けれる医療するために、後期高齢者医療制度を廃止し、元の制度に戻すこと。70歳から74歳の方の窓口負担額を1割に戻すことを本町住民の声を代表して、本議会議員の皆さんが政府・国会に

対して意見していただけますよう期待して趣旨説明とさせていただきます。

「年金から天引き」「75歳で線引き」「人生が制度によって幕引き」「人間の尊厳を守れ」、この声を議会から発信していこうではありませんか。よろしくお願いいたします。

○議長（松本宗弘君） ただいまのおのこの趣旨説明に対し質疑を許します。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。1番、古立議員。

（1番 古立憲昭君 登壇）

○1番（古立憲昭君） それでは今議会に提案されている後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書に反対の意見を述べさせていただきます。

本年4月より高齢者の方々が安心して医療を受けられるよう、また世界に誇れる国民皆保険制度を維持するため、退職者医療制度と特に問題となっておりました老人医療制度が見直され高齢者医療制度が新しくなりました。大きくは65歳から74歳までの前期高齢者医療制度と、75歳以上の人、もしくは65歳以上の一定の障害のある人の後期高齢者医療制度の2つであります。

特にこの後期高齢者医療制度、スタートから説明不足や運営面での不手際で、高齢者の方々や各方面から不満や批判が寄せられました。そこで、説明不足に関しては率直におわびをいたしました。また、運営面の不手際は制度の運用改善を行い、低所得者に対して保険料の軽減措置、また年金の問題に関しては、天引きの改善も行われたわけであります。しかし、国会では野党を中心に後期高齢者医療制度廃止法案を提出し、参議院では可決しておりますが、この廃止法案は何ら対策も立てずに、従来から問題となっている老人保健制度に戻すことを要求しております。またそのスケジュールも財源も示しておりません。

政府に対して必要な法整備や財政措置を講じさせる、まるで政府への丸投げ法案であります。新聞各紙において大変無責任な法案であると断じております。このような無責任な後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書に対し、賛成するわけにはまいりません。議員の皆様の賢明な判断を求めるものであります。

以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（松本宗弘君）　続きまして、８番、小走議員。

（８番　小走善秀君　登壇）

○８番（小走善秀君）　私は現在、皆様や近隣町村議会の皆様選ばれまして、奈良県後期高齢者医療広域連合議会の議員として出させていただきます。そのため、この廃止を求める意見書に対しては、私の考え方をお話し皆様にご理解いただくために反対意見を述べさせていただきます。

我が国は世界最長の平均寿命や高い医療水準をすでに実現しております。これを支えてきたのが国民皆保険制度であると言われています。

一方、我が国の少子高齢化は進み、特に７５歳以上の高齢者が急増し、２０年先の２０３０年には現在の１，１６０万人から約２倍の２，２６０万人になると言われています。これは全人口に占める割合も現在の９％から２０％になるということでございます。また、全体の医療費の３分の１を占める高齢者医療費も高齢化の進展に伴い、今後も増加していくと考えられ、２０年先には２倍の医療費。このままでは現役世代の保険料が２倍以上になることとなります。若い世代の方に納得いただけるのでしょうか。このような高齢化が進んで医療費がふえていく中で、国民皆保険制度を堅持し、将来にわたって持続可能なものとするため創設されたのが長寿医療制度だということであります。

そもそも昭和４８年、老人医療が無料化となり、病院のサロン化、社会的入院等、いろいろな弊害が出てきました。そのため国保財政が厳しくなり、昭和５８年、老人保健制度ができ、少しずつ負担の幅がふえてきたわけでございます。無料であったものが負担増となるということは、抵抗があるのはもっともでございます。しかし、このままではこの保険制度がもたないということであります。ただ、制度については国民に対する説明不足があったため、制度の趣旨が十分理解されなかったことや、低所得者への配慮が足りなかったということもあり、多くの意見や指摘がなされ、国も多くの意見を踏まえて改善されつつあります。

ご指摘の扶養家族を含め、一人一人から保険料を取り立てるとのご指摘でございます。これは高齢者間の不公平感があるためであります。

例えば、サラリーマンであるお子さんに扶養されていると月１５万円の年金をもらっていても、保険料は納めなくともいい一方、ひとり暮らしの国民年金保険に

加入しておられる方は、最低でも月1,000円程度の保険料を納めていただいております。新制度によりまして、サラリーマンであるお子さんや、ご主人に扶養されていた75歳以上の方には、10月から全国平均で月350円程度の保険料を納めていただくことになりました。これは不公平の是正ということでございます。

次に2番目、別建て医療保障ということであります。

先ほど脳卒中の例を挙げられたんですが、高齢者の心身の特性を踏まえた独自の報酬体系ということで、生活を支える医療主治医が、病気だけでなく日常生活に支障がないかどうか。心と体全体を診て、生活に支障がある場合には福祉サービスとの連携を図るなど、高齢者にふさわしい医療でございます。75歳で受けられなくなる医療はなく、差別というものではありません。あくまでも福祉、介護保険とも絡め合わせ、高齢者の特性に合わせた医療ということを目指しているわけでございます。在宅でも安心して生活できるよう訪問診療や訪問看護も充実しています。検診が義務づけられていないのは糖尿病と生活習慣病で治療を受けている方については、医師とのつながりのもとで医学的管理の一環として必要な検査を受けることが適当であるということでございます。

3点目、保険料は年金天引きでということでございます。高齢の方には金融機関の窓口でいちいち支払っていただく手間も省けると。また行政の徴収コストを省くということもその理由であろうと思います。

また徴収については、新たに国保2年間の滞納がなかった方については口座振替、また連帯義務者がおられる場合には、年収180万円未満の方には口座振替で納付することができるよう普通徴収を認めることになっています。年金額の低い方については金融機関の窓口とご自身で支払うことにもなっております。

また2年ごとに引き上げるという点についてでございますが、これは20年・21年、当面この2年間の実績をもとに、次の22年・23年の見直しをするということで、絶対に上げるというものではないと。実績によって考えるということになります。足らずはふえるということになるわけでございます。

4点目、保険料が払えない者の保険証を取り上げるということが挙がっております。

年金が低い方など、生活にお困りの方には納付相談を受けるよう、町に窓口を設

け相談できるようになっております。すぐ取り上げるというようなものではありません。相当な収入があるにもかかわらず、保険料を納めない悪質なものに限って適用するというところでございます。

本件では長寿医療制度の創設に伴い、すでに８１％の世帯で保険料が減少し、特に所得の低い世帯では、その割合はさらに高いと見込まれています。２１年以降の恒久的な軽減策については、国は現在さらに検討中であるということでございます。

ただ、私も制度はまだまだ十分であるとは言えないと思います。当初から完璧なものはでき得ないわけで、多くの方々の声に耳を傾け、改めるべきは改め、制度の趣旨を理解いただけるよう十分説明して、少子高齢化社会の中で多くの方々からご理解を得た安定した制度として長寿医療制度を運営していくことが最も重要であり、直ちに廃止を求めるような意見には反対であります。

議員皆様には、この意見書に対して反対していただきますようお願いいたします、反対意見を終わらせていただきます。

○議長（松本宗弘君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。５番、吉田議員。

（５番 吉田容工君 登壇）

○５番（吉田容工君） それでは発議第５号、太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書について賛成の討論をさせていただきます。

国連の気候変動に関する政府間パネル（ＩＰＰＣ）第４次評価報告書では、現在と同レベル温室効果ガス排出を続けると、世界の平均気温は４度上昇し、地球上の各地の生態系は、こうした急激な変化に順応することができず、死滅のリスクにさらされる生物種がふえ、大規模な水不足、農業への打撃、感染症の増加、自然災害の激化など、さまざまな悪影響が複合的に生じるおそれが強いと指摘しました。

その上で２０５０年までに世界の温室効果ガスの総排出量を１９９０年比で半分以上に削減すること。特に先進国は８０％以上削減すること。２０１５年までのできるだけ早い時期に世界総排出量を減少に転じさせること。特に先進国は２０２０年までに２５から４０％削減すること。

以上の目標の達成によって、今世紀末までに人類が排出する二酸化炭素を 1 兆 8, 0 0 0 億トン以下に抑え、大気中の二酸化炭素濃度を安定させることと指摘しています。

さまざまな理由をつけて先送りできるものではなくて、人類が存続するためにも、自然環境を守るためにも、待ったなしの状況であることを認識する必要が今求められています。これは二酸化炭素排出量の 9 割を排出している産業界が、小手先の対応でできるのではなく産業構造を大きく転換するなど、発想の転換が求められているものです。太陽光発電はエネルギー転換部門の再生可能エネルギーへの転換につながり、地球温暖化対策として期待されているものです。

太陽光発電システムへの補助金再開のニュースが流れてから、太陽光発電システムの導入を補助金制度ができるまで待とうかという遅らせる動きがあります。太陽光発電の導入を阻害している状況になっています。政府は速やかに太陽光発電システム普及促進施策を打ち出すよう、本議会からの太陽光発電システム普及促進の意見書に賛同いたします。

○議長（松本宗弘君） ほかに討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて討論を打ち切ります。

これより発議第 5 号、太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、発議第 6 号、後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成者の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 賛成少数と認めます。よって本議案は否決されました。

報第 9 号 平成 19 年度田原本町健全化判断比率の報告

報第 10 号 平成 19 年度田原本町資金不足比率の報告

○議長（松本宗弘君） 報第 9 号、平成 19 年度田原本町健全化判断比率の報告及び報第 10 号、平成 19 年度田原本町資金不足比率の報告の 2 議案を議題といたします。

お諮りいたします。報第 9 号及び報第 10 号の 2 議案については、会議規則第 37 条の規定により、この際一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって報第 9 号及び報第 10 号の 2 議案については一括議題といたします。

お諮りいたします。本議案につきましては、すでに招集通知とともに配付をいたしておりますので、議員各位におかれましては熟読を願っている関係上、この際議案の朗読を省略いたしまして、町長より報告議案の説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって朗読を省略いたします。

町長より報告議案の説明を求めます。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 議長のご指名によりまして、平成 20 年田原本町議会第 3 回定例会に提出させていただいた各議案のうち報告事項につきまして、その概要の説明を申し上げます。

報第 9 号、平成 19 年度田原本町健全化判断比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により議会に報告するもので、実質公債費比率は 11.6%で、早期健全化基準 25%の概ね半分以下の状況でございます。将来負担比率は 114.7%で、早期健全化基準 350%の概ね 3 分の 1 でございます。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、いずれも黒字でありますことから赤字比率はございません。

次に、報第 10 号、平成 19 年度田原本町資金不足比率の報告につきましては、

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業会計にかかります資金不足の状況を議会に報告いたすもので、水道事業会計並びに公共下水道事業特別会計ともに資金不足比率はございません。

以上、概要説明とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） ただいまの町長の報告議案の説明に対し質疑を許します。質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないので、これにて質疑を打ち切ります。

以上をもちまして、報第9号、平成19年度田原本町健全化判断比率の報告及び報第10号、平成19年度田原本町資金不足比率の報告については、議会の承認事項ではありませんので、以上でご了承をお願いいたしたいと思います。

議第36号 田原本町議会議員の議員報酬等に関する条例

議第37号 田原本町ふるさと応援寄附条例

議第38号 田原本町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

議第39号 田原本町人権施策協議会条例及び田原本町都市計画審議会条例の一部を改正する条例

議第40号 平成20年度田原本町一般会計補正予算(第1号)

議第41号 平成20年度田原本町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議第42号 平成20年度田原本町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議第43号 平成20年度田原本町老人保健特別会計補正予算(第2号)

議第44号 平成20年度田原本町介護保険特別会計補正予算(第1号)

議第45号 財産の取得について

認第 1 号 平成 19 年度田原本町各会計歳入歳出決算の認定
について

○議長（松本宗弘君） 続きまして、議第 36 号、田原本町議会議員の議員報酬等に関する条例より、認第 1 号、平成 19 年度田原本町各会計歳入歳出決算の認定についてまでの 11 議案については、会議規則第 37 条の規定により、この際一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって議第 36 号、田原本町議会議員の議員報酬等に関する条例より、認第 1 号、平成 19 年度田原本町各会計歳入歳出決算の認定についてまでの 11 議案につきましては一括議題といたします。

お諮りいたします。本議案につきましては、すでに招集通知とともに配付をいたしておりますので、議員各位におかれましては熟読を願っている関係上、この際議案の朗読を省略いたしまして、町長より提案理由の説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって朗読を省略いたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 議長のご指名によりまして、平成 20 年田原本町議会第 3 回定例会に提出させていただきました各議案につきまして、その概要の説明を申し上げます。

まず、議第 36 号、田原本町議会議員の議員報酬等に関する条例につきましては、地方自治法が一部改正され、議員の報酬の支給方法等に関する規定を他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等に関する規定から分離するとともに、報酬の名称を「議員報酬」に改められたことに伴い、議員報酬等に関する条例を新たに制定するものでございます。

また、これに関連する「田原本町特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」並びに「田原本町特別職報酬等審議会条例」については、新条例の附則において所要の規定整備を行うものでございます。

次に、議第３７号、田原本町ふるさと応援寄附条例につきましては、改正地方税法の成立による「ふるさと納税制度」の創設を受けて制定をいたすものでございます。

ふるさと納税制度は、「生まれ育ったふるさとや、地域を大切にしたい」、「ゆかりのある市町村のまちづくりを応援したい」という気持ちを形にするもので、国民の皆様が自治体に寄附をされた場合、その金額に応じて、今、お住まいになっている自治体の住民税及び所得税が控除される制度です。

こうした思いのこもった寄附金を受け入れるにあたって、透明でわかりやすい寄附金の取り扱い、そして寄附者の思いが反映されるお金の使い方が求められると考え、条例の制定をいたすものでございます。

次に、議第３８号、田原本町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例につきましては、同条例においては地方自治法第２６０条の２の規定に基づき民法の規定が準用されていましたが、今回、認可地縁団体の仮代表者、特別代理人、清算人、解散規定等が地方自治法の一部改正により具体的に規定されたことに伴う所要の改正でございます。

なお、施行期日につきましては、地方自治法の一部改正が施行される平成２０年１２月１日より施行いたすものでございます。

次に、議第３９号、田原本町人権施策協議会条例及び田原本町都市計画審議会条例の一部を改正する条例につきましては、昨年１０月の行政組織・機構の見直しに伴う所要の規定整備を行うものでございます。

次に、議第４０号、平成２０年度田原本町一般会計補正予算（第１号）につきましては、今回の補正予算額は１，８７１万４，０００円の増額で、予算規模は９６億６７１万４，０００円となります。

補正内容といたしましては、歳出第２款総務費、２，２６５万１，０００円の増額は、平成２１年度より導入される個人住民税の公的年金からの特別徴収制度に伴う課税収納システムの改修及びエルタックス（地方税の電子申告システム）への加入に要する経費及び税源移譲による所得変動に伴う住民税の還付金及び法人住民税の確定申告による還付金でございます。

次に、第３款民生費、９１０万７，０００円の増額は、老人医療費助成補助金の

確定に伴います精算による返納金及び児童手当交付金の精算交付決定に伴います返納金でございます。

次に、第4款衛生費、1,085万6,000円の増額は、教安寺火葬場の火葬炉の損傷が著しく、耐火物等の張り替えのための改修補助金、清掃工場に関連する公金支出の違法性をめぐる損害賠償請求事件で本町の全面勝訴が確定したことによる弁護士委託料の成功報酬及び浄化センターの事務管理業務委託に伴い、施設への車の搬入状況を確認するためのモニターカメラの設置経費でございます。

次に、第7款土木費、2,390万円の減額は、公共下水道事業特別会計におきまして地方債の借入額の増加することに伴い繰出金の減額をするものでございます。

なお、今回の補正財源につきましては繰越金でございます。

次に、第2表債務負担行為の補正につきましては、課税収納システムの改修に伴います業務委託料1,000万円を追加するものでございます。

次に、議第41号、平成20年度田原本町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、今回の補正予算額は1,862万6,000円の増額で、予算規模は33億4,565万3,000円となります。

補正内容といたしましては、歳出第10款諸支出金、1,862万6,000円の増額は、国庫支出金の確定に伴います精算による返納金及び70歳代前半の被保険者等にかかる一部負担金等の軽減特例措置にかかる公費療養費負担金の償還金でございます。

なお、補正財源につきましては諸収入及び繰越金でございます。

次に、議第42号、平成20年度田原本町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、今回の補正は歳入歳出の予算額には変更がなく、資本費平準化債の借入額の確定により財源区分を変更し、一般会計からの繰入金を減額するものです。

次に、地方債補正につきましては、借入限度額を11億5,330万円から11億7,720万円に増額するものでございます。

次に、議第43号、平成20年度田原本町老人保健特別会計補正予算（第2号）につきましては、今回の補正予算額は10万5,000円の増額で、予算規模は4億1,675万3,000円となります。

補正内容といたしましては、歳出第3款諸支出金、10万5,000円の増額は、支払基金交付金の確定に伴います精算による返納金でございます。

補正財源といたしましては県支出金及び諸収入でございます。

次に、議第44号、平成20年度田原本町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、今回の補正予算額は7,796万6,000円の増額で、予算規模は20億6,462万1,000円となります。

補正内容といたしましては、歳出第4款基金積立金、3,470万1,000円の増額は、平成19年度の介護給付費等の確定により残額を介護給付費準備基金へ積み立てるものでございます。第7款諸支出金、4,326万5,000円の増額は、介護給付費の確定に伴います精算による返納金でございます。

補正財源につきましては財産収入及び繰越金であり、基金繰入金を減額し調整を図るものでございます。

次に、議第45号、財産の取得につきましては、田原本駅周辺整備事業の用地取得でありまして、田原本町土地開発公社で先行取得済みの土地1,588.20平方メートルを移転補償費を含んで、1億5,780万9,828円で田原本町土地開発公社から取得するもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条により議会の議決を求めるものでございます。

次に、認第1号、平成19年度田原本町各会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、過日監査委員審査に付しました平成19年度田原本町一般会計を始め、各特別会計及び水道事業会計歳入歳出決算につきましては、地方自治法第233条第3項並びに地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、議会の認定を求めるものでございます。

なお、各会計の成果につきましては、主要施策の説明書に記してございますが、その概要につきましてご説明を申し上げます。

まず一般会計につきましては、歳入総額99億9,297万8,000円で、歳出総額95億8,731万8,000円となり、歳入歳出差引額は4億566万円の残額となり、平成20年度に繰り越しましたが、このうち繰越明許費の財源として2,721万9,000円の財源がございますので、実質収支は3億7,844万1,000円でございます。

次に、国民健康保険特別会計につきましては、歳入総額 3 1 億 2, 4 2 4 万 1, 0 0 0 円で、歳出総額 3 1 億 5 1 5 万 1, 0 0 0 円となり、歳入歳出差引額は 1, 9 0 9 万円の残額となり、平成 2 0 年度に繰り越したものでございます。

次に、住宅新築資金等貸付事業特別会計につきましては、歳入総額 9 7 9 万 4, 0 0 0 円で、歳出総額 9 7 0 万 5, 0 0 0 円となり、歳入歳出差引額は 8 万 9, 0 0 0 円の残額となり、平成 2 0 年度へ繰り越したものでございます。

次に、公共下水道事業特別会計につきましては、歳入総額 2 5 億 2, 5 7 2 万円、歳出総額 2 5 億 2, 5 7 2 万円で、歳入歳出が同額となり、平成 1 9 年度の収支はゼロでございます。

次に、老人保健特別会計につきましては、歳入総額 2 5 億 8, 8 9 9 万 3, 0 0 0 円で、歳出総額 2 6 億 2, 6 3 6 万 8, 0 0 0 円となり、歳入歳出差引額は 3, 7 3 7 万 5, 0 0 0 円の歳入不足が生じ、翌年度繰上充用金をもって措置いたしましたものでございます。

次に、介護保険特別会計につきましては、歳入総額 1 7 億 8, 3 2 8 万 5, 0 0 0 円で、歳出総額 1 6 億 9, 2 7 2 万 2, 0 0 0 円となり、歳入歳出差引額は 9, 0 5 6 万 3, 0 0 0 円の残額となり、平成 2 0 年度に繰り越したものでございます。

次に、居宅サービス事業特別会計につきましては、歳入総額 2, 0 1 9 万 7, 0 0 0 円、歳出総額 2, 0 1 9 万 7, 0 0 0 円で、歳入歳出が同額となり、平成 1 9 年度の収支はゼロでございます。

なお、この特別会計につきましては、平成 1 9 年度で廃止をしたものでございます。

次に、磯城郡介護認定審査会共同設置特別会計につきましては、歳入総額 1, 3 7 6 万 8, 0 0 0 円で、歳出総額 1, 2 7 9 万 7, 0 0 0 円となり、歳入歳出差引額は 9 6 万 9, 0 0 0 円の残額となり、平成 2 0 年度に繰り越したものでございます。

次に、水道事業会計につきましては、収益的勘定による収入総額 7 億 9, 0 9 4 万 1, 0 0 0 円で、支出総額 7 億 7, 9 1 3 万 7, 0 0 0 円となり、消費税を差し引いた純損失は 4 3 0 万 5, 0 0 0 円となり、前年度からの繰越欠損金 1 億 5, 7 4 0 万 3, 0 0 0 円を加えた結果、当年度における未処理欠損金は 1 億 6, 1 7 0 万 8, 0 0 0 円となったものでございます。

資本的勘定では、収入総額２億６，１８２万２，０００円で、支出総額４億５，２９１万７，０００円となり、収入支出差引額は１億９，１０９万５，０００円の不足となりますが、この不足額につきましては、消費税資本的収支調整額１，５８８万７，０００円、減債積立金１００万円、建設改良積立金５００万円及び過年度分損益勘定留保資金１億６，９２０万８，０００円をもって補填いたしたものでございます。

以上、各議案につきましてその概要を申し上げましたが、議員各位におかれましては、よろしくご審議を賜りまして、ご議決ご認定をいただきますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが提案理由の説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして町長の提案理由の説明を終わります。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。本日の会議はこれにて散会をいたします。

ありがとうございました。

午前１０時５２分 散会